

随意契約理由書

案件名 : 一級河川 寝屋川 中鴻池調節池電気設備改良工事

本工事は、中鴻池調節池において、取水ゲートの不具合による浸水を防ぐため、電気設備を改良するものである。

中鴻池調節池は、寝屋川流域の浸水被害を防ぎ、府民の安心・安全を確保するための防災施設である。取水ゲートは、調節池が満水となった時に流入を止めるもので、調節池を浸水から守る重要な機器である。

本工事の内容は、ゲートの閉操作中に過トルク等の不具合が生じた時に、自動的に開閉操作を行い、不具合を解消する機能を電気設備に追加するものである。

当該設備は、三菱電機株式会社が設計・製作したものであり、本工事を実施するには、設計、製作技術に関する知見、高度な診断能力、不具合に対する処置能力が必要であるため、他社では施工できないものである。

以上のことから、本工事を実施できるのは、三菱電機株式会社より改良工事を移管されている三菱電機プラントエンジニアリング株式会社以外にはないため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同社西日本本部と随意契約を締結したい。